

○湖南衛生組合職員身元保証規程

昭和41年4月1日
規程第2号

第1条 本組合の一般職の職員を採用するときは、管理者は本人をして、身元保証人1人(管理者が必要と認める場合は2人以上)を立て[別紙様式](#)による保証書を提出させなければならない。

2 [前項](#)の保証者は3年毎に更新させ、または新たに身元保証人を立て提出させなければならない。

第2条 身元保証人は、相当保証力のある東京都の区域内に居住する民法上の能力者でなければならない。ただし、現に組合の職員である者は、保証人になることはできない。

2 保証人は、同時に2人以上の職員の保証人となることはできない。

第3条 身元保証人の本籍、住所又は、職業に異動があつたときは、本人より保証書の保管者に届け出なければならない。

第4条 本人において、その身元保証人が[第2条](#)の資格に該当しないと認めるときは、新たに適当な身元保証人を立て保証書を提出しなければならない。

2 管理者において、身元保証人が[第2条](#)の資格に該当しないと認めるときは、本人をして新たに適当な身元保証人を立て保証書を提出させなければならない。

第5条 保証書は、本人の在職中保管しなければならない。

付 則

1 [この規程](#)は、公布の日から施行する。

2 [この規程](#)施行の際、既に身元保証書を提出している職員については、[この規程](#)によつて身元保証書を提出したものとみなす。

[別紙様式](#)

別紙様式

<p style="margin: 0;">保 証 書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">(本人) 氏 名</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">生 年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">上記の者が、貴組合に（在職中）採用の上は法令規則を遵守せしめ誠実 且つ公正な職務を執行させることは勿論向う3年間において同人が一身上 並びに金銭上に不都合の行為のあつた場合は、すべて私が責任を負い一切 を引受け貴組合に御迷惑を御掛けしないことを誓います。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">私はここに身元保証人を引受け保証書を提出します。</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0; text-align: center;">本 籍 現 住 所 職 業 本人との続柄 身元保証人</p> <p style="margin: 0 0 0 0; text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="margin: 0 0 0 0; text-align: right;">生 年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">湖南衛生組合 管理者 殿</p>		
---	--	--